

## 第15回教育委員会会議

1 日時 令和3年9月14日（火） 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

### 3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員（ウェブ会議の方法により参加）
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
山口 照美	生野区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
三木 信夫	理事兼政策推進担当部長
川本 祥生	総務部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
江野 一	学校運営支援センター所長
村川 智和	総務課長
橋本 洋祐	連絡調整担当課長
山崎 真由美	I C T推進担当課長
仲村 顕臣	首席指導主事
上田 慎一	教職員サービス・監察担当課長
三嶋 賢慶	保健体育担当課長
中道 篤史	初等・中学校教育担当課長
民部 博志	学校運営支援センター事務管理担当課長

松浦 令 教育政策課長  
有上 裕美 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に栗林委員を指名
- (3) 案件

議案第79号 大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案について

議案第81号 「大阪市教育振興基本計画（素案）」について

議案第82号 職員の人事について

議案第84号 職員の人事について

議案第85号 職員の人事について

報告第17号 新型コロナウイルス感染症にかかる学校園の休業措置基準について

報告第18号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について

協議題第23号 教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止について

なお、議案第82号、第84号、第85号及び報告第18号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第81号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

議案第79号「大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案について」を上程。

江野学校運営支援センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

改正の趣旨及び理由であるが、令和4年4月に本市が新たに設置する義務教育学校に在学する者について就学援助の対象に加えるとともに、小中学校と同様に入学準備補助金の入学前支給が可能となるよう、必要な規定整備を行うものである。

次に、改正の内容であるが、制度の対象となる児童生徒を規定している第2条について、現在の本市立小学校に義務教育学校の前期課程を、中学校に義務教育課程の後期課程をそれぞれ含むこととする。

最後に、施行期日についてであるが、規則改正案については、本日も審議いただき、承認されれば、令和4年4月1日から施行することを予定している。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第17号「新型コロナウイルス感染症にかかる学校園の休業措置基準について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年8月は、いわゆる第5波の影響を受けて、児童生徒や教職員等の陽性者数や臨時休業数がいずれも急増し、過去最大となった。続いて、8月23日から9月13日の休業数の推移では、高等学校は8月23日より順次、2学期を始業しており、幼稚園、小学校、中学校については、8月25日を基準として始業している。8月末にかけて新たに休業する学校が増加し、9月初旬には、前日から引き続き休業する学校園が多くを占めるようになった。この原因としては、陽性者が出ると、保健所による疫学調査が行われることになるが、保健所の業務のひっ迫により、疫学調査待ちの学校休業が増加したことによる。この問題を解消するために保健所と協議を行い、学校園が疫学調査の補助として聴き取りを行うこととした。これにより、休業数が9月6日以降、減少している。また、児童生徒等の陽性者数が急増したことに伴い、学校園における更なる感染拡大を防止するために、休業基準の取り扱いを厳しくする必要が出てきた。8月下旬に新たに示された文部科学省の対応ガイドラインを踏まえて、学級内の感染拡大を防ぐための新たな休業措置基準を設定した。これまではインフルエンザ等での対応と同様に、感染者と濃厚接触者の合計が15～20%を上回る場合に学級休業を行うこととしていたが、新たな基準として、1、同一学級に複数の感染者が判明した場合。2、1名の感染者に複数の濃厚接触者が存在する場合。それぞれ疫学調査終了後、5日から7日間の休業を行うというものである。陽性が判明した感染者Aを出席停止すると同時に、学校を休業して疫学調査を実施する。その後、感染者Aの出席停止期間に同一学級で感染者Bが発生した場合、保健所による疫学調査が行われることになるが、疫学調査終了後、5日から7日間の休業を行うというものである。こ

これらの対応により感染拡大をできるだけ抑え込み、その後の教育活動を安心して行うことができるようにするとともに、学習機会も極力保障することができると考えている。

続いて、学校休業等における ICT を活用した学びの保障について説明させていただく。令和3年6月8日の教育委員会会議や、6月29日の総合教育会議で説明したオンライン学習の実施にかかる課題対応状況についてまとめたものであるが、教員の支援、児童生徒への支援、通信環境の改善の3項目について、2学期開始までに改善を順次行ってきた。教員への研修については、引き続き、スキルの定着に向け、2学期以降も実践的な研修に取り組んでいく。8月30日付けで各校に通知した、学校休業等における ICT を活用した学びの保障についての概要であるが、学習者用端末等による ICT を活用した学習とプリント教材等の紙ベースの学習により、児童生徒の発達段階や教科の特性に応じて、学習の機会を保障するというものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 教員への支援の中の研修についてですが、2学期以降の今後の研修ということで見れば、教員が参加しやすい形式でということですが、この対象となる教員の数というのはどれぐらいを考えておられますか。

【山崎 ICT 教育推進担当課長】 参加教員につきましては、全教員を対象と考えておりまして、直近で小中学校校長宛てに通知をしており、放課後約30分程度の研修を週2回程度実施していく予定でございます。

【大竹委員】 全教員ということだと、いつ頃に全教員の研修が終わると考えておいたらよろしいでしょうか。

【山崎 ICT 推進担当課長】 基本、希望者という形になりますので、全教員への研修が数か月で終了するとは思っていません。回数を重ねながら、かつ研修を受けられた方が、学校での校内研修をすることによって、今年度は一定の必要なスキルを身につけていけたらというようには計画立ててはおります。

【大竹委員】 そういう意味では、希望する教員とした理由は何でしょうか。

【山崎 ICT 推進担当課長】 参加しやすい研修といいながらも、日々の授業の準備等で参加できない教員もいるという見立てから、まずは希望者を募集するという方向で進めているところです。

【大竹委員】 これからやはり ICT 教育というのは、学校教育の中でも大きな教育方法の一つになってくると思いますので、そういう面では、全教員がある一定レベルの、機器を使う、あるいは機器を使った研修に慣れるというのは大切なことですから、ぜひ学校ごとの到達レベルというものをよく見て、研修の追加なり、必要がなければ削減ということ結構だと思いますけれども、検討してもらえれば有難いと思います。

【異委員】 まず、学校園の休業数について、8月末から9月頭にかけて実感としても本当に子どもたちの感染が広がっていると感じていました。この疫学調査の補助というのですが、学校が休業になって、長かったら3日、4日とか、やはり濃厚接触者の特定までにすごく時間がかかっていたので、教員の負担が少し増えるかもしれず申し訳ないと思うのですが、1日でも早く通常の学校に戻るといえるのは、本当に有難い話だと思っております。

もう1点は、オンライン学習実施に関してですが、4月の休業時には、ICTを活用するために、まずは子どもも教員も慣れるという準備段階があったと思うのですが、今回は明らかに先生も子どももかなり慣れて、スムーズなタブレットの活用ができていたのではないかと思います。子どもが自宅で何をやっているのか、どんな授業をしているのかが全部見えてしまうのですけれど、プリント配付とかだけではなくて、本当に先生方がしっかり双方向の授業をスムーズにできていたのが印象的でした。子どもたちも操作にしっかり慣れて出来ていたので、4月が本当に無駄ではなかったというか、しっかりできていたなと感じました。ただ一つ、ICT双方向の授業をしながら、多くの生徒はスマホを持っているので、スマホを片手にグループLINEをずっと起動させていて、色んな分からないこととかも、そこで解決してしまっているのです。やはり現状、大学生もそうなのですが、パソコンとスマホ、この両方を使って自分たちで解決できるところは解決しますし、反対に余計な拡散とかそういったところも、やはり気をつけないといけないと思っています。実際に他のクラスで、先生がおそらく緊張を和らげようと思って、少し冗談というかアイスブレイキング的なことをされたことも、案の定スクリーンショットしたのを流したものが入ってきたりしていましたので、いつどこで拡散していくのか分からないといった危険性についても、発信する側は意識しておかなければいけないと感じました。

【福山指導部長】 先ほどの疫学調査の補助についてですが、学校側からも要望がありまして、これだけ休業が長引くのだったら、学校として何かできることがあって、それをするによって休業期間を短くすることが出来るのであればやりますよ、という校長会

からの申し出もありました。そこも踏まえて、保健所と協力して学校に手伝ってもらうことによって、休業期間が短くなったということがあります。これはよかったと思います。学校現場からも、負担だけれども、休むよりはずっとずっとましだということをおっしゃっていただいています。それから、ICTの活用についてですが、やはり活用できるようになれば様々な課題も見えてきますので、今のお話でいきますと、子どもたちの情報モラル教育も並行してやっていかないといけないと思いますので、引き続き進めていきたいと思っています。

**【森末委員】** 「教員のスキルに応じた実技研修をオンラインで実施」とありますが、これはスキルに応じた段階分けがあるのですか。例えば1級2級3級といった感じの難易度による違いがあるのか、あと、どんな形でやられているのでしょうか。また、オンラインでの実施というのは、講師の人が実際にいて質問しながらやるのか、あるいは、予め撮っておいたものを流して見るようにして、最後にテストをするのかとか、その辺りはどうでしょうか。

**【山崎 ICT 推進担当課長】** パワーポイントの資料を提示して、教育センターの指導主事が双方向でやりとりをしながら、質問も受け付けて進めていくという形にしています。基本的な操作、まずは Teams を使ってみよう、ということからのスタートで、オンライン学習をしようというところの、一応ステージ分けで、希望者で定員30名という質問しやすい小規模の人数で、全50回程度で進めていくという形にしております。

**【森末委員】** その全50回というのは、その1人の人が全部受けたら50回受けられると、そういう意味ではないのですか。

**【山崎 ICT 推進担当課長】** そうではありません。50回シリーズといいますが、全50回のうち、一番自分のスキルに合うとか、興味のあるところにご参加いただくという形にしております。

**【森末委員】** では1から50まで段階があるとすると、どこから参加するかは自由ということですね。この研修に131校の495人参加いただいているということですが、これは数的にいくと全教員の何パーセントぐらいですか。かなり少ないような気がするのです。

**【山崎 ICT 推進担当課長】** 森末委員のご指摘どおり、30人の定員がありますけれど、30人来ているかというのと、やはり15名参加の回もあります。今後は、希望しない人をどうしていくのかという課題の検討と、あとは年次研修の中に ICT の研修を取り入れるなど、できるだけ悉皆で一定の研修を進めていけたらと考えております。

【森末委員】 最低でも教員の方はほぼ完璧にできていて、生徒の方に不具合があったらこうしたらいいとアドバイス出来るくらいのレベルにならないと、本当のオンライン授業とはならないと思うので、早急にやはり全教員がやらなければいけないと思います。必須ですよ。それも50回全部やるぐらいのレベルでないといけないと思いますので、急いでやっていただきたいというのが希望になります。

【山本教育長】 今、いくつか教員の研修についてのご意見が出ました。研修を必要としている教員がたくさんいることは事実だと思いますが、研修に至らずとも、4月とそれ以降の実地研修の中で、自力で対応していただけている教員も既にいるのかもしれない。そういう意味では教員がどのような研修を望んでいるのか、意向を上手く把握をしていただきたい。休業時の学びの保障としてのオンライン対応については一定出来るうえで、通常時に学校で双方向的なものをどのように活用していくのかという、次のステップに関して、それぞれの教員に応じた問題意識があるかと思います。次の研修計画を策定していく準備の中で、研修のあり方を考えていただくようお願いいたしたいと思います。

協議題第23号「教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、本年3月30日の教育委員会会議において、教職員による児童生徒とのSNS等を用いた私的なやりとりの禁止について協議した際に、禁止すべき私的なやりとりの線引きが難しい、あるいは管理職の負担が大きく、提案された内容で実現できるかどうか疑問でといったご意見をいただいた。また、学校現場で対応可能なものとなるよう、校長会での説明を行い、納得されるものとしてほしいというご意見を頂戴し、再検討してきたものである。

まず、校長会等でSNS等の利用について説明をして、その利用状況や必要性の認識について行ったアンケートの結果であるが、利用については学年進行に伴い、幼稚園、小学校、中学校と利用が増している。SNS等の利用が必要と答えた学校が多くあった。

これ（SNS等を用いた児童生徒との私的なやり取りの禁止について）は、指導部中心にまとめられたものであるが、アンケート結果を踏まえた他、最近の文部科学省からの通知に触れるなど、時点修正したものとなっている。その中で、SNS等を活用して行う指導について提示するとともに、指導に関係してSNS等を用いる際の学校内での手続きについて

も示されている。また、連絡先の取得や、保護者との連絡についても注意を行った内容となっている。只今説明した別紙の周知を含めて、教職員へのわいせつ行為等の防止に向けた周知文、通達案では、学校運営における注意点等記載をしている。また、校園長宛での周知文、通達案には只今ご説明をした教職員への周知の他、校舎内外の環境の点検、確認や、これまでも学校で実施をしているアンケート等を確認していただく内容としている。本日、委員の皆様にご協議をいただき、ご意見を賜り、本件通達の完成をめざしていきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 「メール送信専用システムや電話、学校ホームページをまず活用しましょう」とありますが、このメール送信専用システムというのは、どこにメールが発送されるのですか。1人1台端末なのかスマホなのか、教えてください。

【上田教職員サービス・監察担当課長】 これは保護者の方に学校からメールがいくものでございます。

【森末委員】 そうすると、保護者のパソコンや、スマホに送信ということですか。では、生徒に直接にいくようなシステムではないのですね。私としては、SNSはできるだけ用いないようにした方がいいと思っています。管理職が電話などでは対応できないと判断した時は許可するとなるけれども、たいがいは必要であるとなっているので、大体が許可されるのだと思うのです。その時に、やはり SNS で色々な問題が起こることを防げないのではないかと思うので、できるだけ制限したいと思っています。例えば、1人1台端末に連絡ができる手段があればいいなというのがあります。SNS を用いるとなると、やはりスマホを持たないといけないわけです。持たないと連絡がもらえないから、部活動で必要だからといって、無理してスマホを買う人が、中にはいるかもしれないですね。そんな状況はやっぱり学校として良くないので、できたら、必要な場合でも1人1台端末に送信されるといった形に出来ないのかなというのが希望なのです。あともう一点、ここで管理職が判断した時となっていますけど、現時点はこれでやらないとしようがないとすると、その管理職の判断については厳格にしないといけない部分があります。SNS の使用が必要という申請とそれに対する判断について、口頭ではなく、負担にはなるけれども文書で残しておくのがいいのかなと考えます。野放図に使われて、問題が起こった時にどうなのという話になりますので、その辺は考えていただきたいと思っています。

【忍教務部長】 1人1台端末等の活用につきましては、性能を確認の上、事故の起こらない形で使えるものでありましたら、使えるように促していきたいと思ひますし、管理職の判断につきましても、何か支援ツール、例えばFAQみたいなものを考えて対応していきたいと思ひます。

【栗林委員】 今の森末先生からのご指摘とも関係するかもしれませんが、できるだけ情報の共有化と厳密化を図っていくという趣旨が必要だと思ひます。その時に、例えば物を紛失した時に警察官が報告しなかったということ自体が、罰則の対象になっているということがあるかと思ひますが、情報の共有化という面での、管理職への報告マニュアルというの厳密に定められているのですか。報告しなさいよ、と管理職の方がおっしゃるというだけで済んでいていいのかなという気はするのですが、どうなのでしょう。

【上田教職員サービス・監察担当課長】 SNS等を用いて児童生徒とやりとりする場合は、管理職や他の教職員との情報共有を組織的に行うことということは記載をしておりますが、具体的にどういったような形で共有をするのかということについては、記載はできておりません。

【栗林委員】 各校の管理職の方が、マニュアルが必要であればマニュアル化してくださいよという、そういう趣旨になっているということですね。全体として共有ができるものがあれば、そのまま用いることもできるという気はするので、今後検討いただきたいと思ひます。

【山本教育長】 こういう基本的な考え方については、各教員が自主的に判断するというよりも、もう少し具体的な細かい部分の情報共有があるべきだと思ひます。具体的に示す方が、お一人お一人にとっても分かりやすいと思ひます。学校長の色々な運営の裁量の範囲内だと思ひますけれども、例えば、取り扱いの責任者みたいなものを、各学校で負担にならない程度に定めて、少なくとも、こういう取り扱いをさせていただきますといった取り扱いの例示をすれば分かりやすいと思ひますので、これから具体的な取り扱いをどうするのか考えていただけたらと思ひます。

報告第18号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本事案は、令和2年度当時、中学校1年生であった男子生徒の保護者より、他の生徒からのいじめが原因で当該男子生徒が登校できなくなった旨の申し出があり、その後、当該男子生徒の欠席日数が通算で30日に達したことを受けて、令和3年3月2日にいじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態として、市長に報告した事案である。

本案件については、令和2年度に重大事態として取り扱うことになったが、当該男子生徒の保護者の方が、令和3年4月に運用を開始した常設の第三者委員会による調査の実施を希望されたことから、令和3年4月12日から5月11日までの間、同委員会による初動調査を実施したところである。初動調査の結果としては、いじめの事実関係や学校の対応について、より詳細に調査すべきである旨の意見が示されている。そして、男子生徒及び保護者より詳細調査の実施希望があったものであるが、当該保護者より教育委員会による調査に否定的なご意見が示されたことを踏まえて、市長部局と協議を経た上で、令和3年9月8日付けで市長による第三者委員会への諮問が行われることになり、それを受けて、今回報告するものである。諮問の内容については、先ほどご説明した事案に関して、事実の調査、学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討について、調査審議をお願いし、意見を取りまとめ、市長及び教育委員会宛てに答申をいただくものである。今般の諮問を受けて、令和3年9月8日に第三者委員会に部会が設置され、本事案の詳細調査を当該部会により実施することとなる。今後のスケジュールであるが、9月中を目処に第1回の部会会議を設定する方向で市長部局において調整されているところである。

議案第81号「「大阪市教育振興基本計画（素案）」について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日お示する修正案は、8月31日に公表された令和3年度全国学力学習状況調査の結果分析に基づき、各目標、指標の数値等を見直すとともに、教育委員からのご意見並びに大森特別顧問、西村顧問からのご意見等を踏まえ、事務局において再度検討し、一部記載事項の追記等を行ったものである。

はじめに、基本的な方向1、安全安心な教育環境の実現の目標については、今回の学習状況調査の結果を踏まえ、令和3年度の全国平均の回答割合に達することをめざす。次に、基本的な方向2、豊かな心の育成の2つの目標ともに、同様の令和3年度の全国平均の回答割合に達することをめざす。基本的な方向4、誰一人取り残さない学力の向上の1つ目

の目標である、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学における平均正答率の対全国比は、全体として着実に改善傾向にあり、平均正答率の対全国比について、とりわけ小学校国語においては、令和元年度と比べて大きく伸びが見られた。しかしながら、すべての教科において、依然として全国との差があり、引き続き改善に向けて取り組みを進め、小・中各2教科ともに対全国比1.00以上となることをめざす。なお、2つ目の目標、CEFRのA1レベル、英検3級相当以上の英語力を有する中学生3年生の割合及び、体力合計点の対全国比については、大阪市英語力調査、全国体力運動能力運動習慣等調査の結果公表が12月となることから、公表後、速やかに反映し、お示しする。次に、基本的な方向9、家庭地域等との連携・協働した協議の推進の指標については、引き続き全国平均を上回っていることから、さらなる向上をめざして目標値を定めている。また、第2編の施策ごとの施策目標数値についても、全国学力学習状況調査の結果分析に基づき、必要な箇所について、数値の修正等を行っている。続いて、その他の修正についてであるが、大森特別顧問、西村顧問より、安全安心な教育環境の実現に関して、学校安心ルールなどの継続的な取り組みに加えて、時代の変化や社会通念に照らした校則の見直しと、児童生徒が自主的にルールを守るような指導のご提案があり、その点を追記している。具体的な取組としては、各校の校則が必要且つ合理的なものとなっているかといった観点から見直しを行い、学校安心ルールとともに、各校のホームページへ掲載することとしている。次に、施策「いじめへの対応」について、大森特別顧問より、いじめ対策は本市にとっても重大な課題であるとのご意見を頂戴した。課題の解消に向けては、教職員の大阪市いじめ対策基本方針の理解が不可欠であることから、当該指針に基づいた対応の定着を図る施策目標について、3項目を新たに追加した。併せていじめ対策基本方針に基づき、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先することを明記した。また、第2編の施策の内容の基本的な方向の各施策の冒頭に記載している、これまでの成果と課題の項目について、従前は文章で長々と書いていたが、これまでの取組や成果を箇条書きに、その下に矢印で今後の課題を記載するなど、読みやすい表記に統一した。また、具体的な取組例については、すべて箇条書きにすることで統一を図っている。その他、誤字脱字や、ですます調への統一など、内容に影響のない文言修正等を加えるとともに、根拠法令及び用語解説を追記した。なお、本日は議案としてお諮りしているため、この内容でご議決いただければ、基本計画の素案本体に概要版をつけて、パブリックコメントを実施する。概要版には、1枚目は計画の基本理念、3つの最重要目標、計画の位置づけ、範囲、期間などをコンパクトにまとめている。9つ

の基本的な方向と、それに対する主な施策、目標を一覧にしてとりまとめ、一番下に計画の進め方と進捗管理を記載している。

最後に、今後の予定について、10月1日から1ヶ月間、パブリックコメントを実施し、11月の教育委員会会議でパブリックコメントの結果と、必要に応じてそれを受けた修正案をご協議いただき、その結果を公表する。12月市会の教育こども委員会で、基本計画案の議題外報告と質疑を行い、再度必要があれば、12月の教育委員会会議で市会での質疑を踏まえた修正案のご協議をいただく。その後、年明け1月に総合教育会議で市長と協議し、同月の教育委員会会議で市会提出予定案件として議決の上、2月3月市会に議案として提出する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

**【平井委員】** 基本的な方向4で、読解力の向上ということが先般出ました。総合的読解力育成カリキュラムに関して記載されていますが、以前、これだけでは分かりにくいので、具体的に読み方の問題について、速読とか多読といった手法とか、あるいはスキルといったものも加えた方がよいと申し上げたと思うのですが、その部分はどこに反映されているのでしょうか。これに加えて5教科の中でも読ませるという習慣づけが必要だと思います。平常の4教科もしくは5教科の中でも読解を重視する取組が不可欠であり、読み方というのを具体的にイメージすべきで、指導法のサンプルがなければ現場はたいへんだと思います。この点を検討していただきたいので、よろしくお願いします。

**【仲村首席指導主事】** ご指摘いただいたとおり、カリキュラム開発の中で、現場にも分かりやすく、また柔軟な選択肢につきましても検討させていただきたいと思っております。また、このカリキュラムの開発におきましては、現場の教員も入って進めるよう検討していますので、教育委員の皆様のご意見を頂戴しながら進めてまいります。

**【平井委員】** 基本的な方向1の安全・安心な教育環境の実現についてですが、学校安心ルールがつけられて、かなりプラスの方に動いているというように認識しています。西村顧問を中心にしたワーキンググループのデータを見させてもらうと、学校が楽しいという部分の数値は上がっています。これは大阪市の小中の各先生方の努力、尽力だと思うのです。数字を上げて達成したで終わりではなく、教職員のモチベーションを上げるということもとても大切なので、そういったことも検討してもらいたいと思います。

【仲村首席指導主事】 とりわけ、暴力行為の件数等につきましては、小学校において全国平均以下になっていますし、中学校においてもかなり改善されてきています。そういうことも含めて、また検討していくようにはしたいと思います。

【森末委員】 いじめへの対応の施策目標として、3つ追加をしたとのことですが、令和3年度末の数値が82.6%、70.9%、84.8%となっていますが、これはこういうアンケート項目をとっているのですか。

【仲村首席指導主事】 追加した3項目につきまして、数値は前回お示しした項目でのデータを入れており、施策目標は今後とる予定のアンケート内容になっております。

【森末委員】 とすると、追加した3つについては、令和3年度末の数値と、質問とは一致はしてないのですね。

【仲村首席指導主事】 はい。そうでございます。

【森末委員】 わかりました。だいぶ私もこれでいいのかなと思ってはいるのですが、教員は「いじめる側が悪いというぶれない認識で対応している」、というのはもちろんそう対応すべきです。当初の表現は、悪いと思いながら対応している教員の割合ということだったので、考えること自体を問う指標というのはおかしいのではないか、という批判を受ける可能性がある、という話をさせていただきました。考えることを問うのではなくて、考えたことによって、すべき対応をしないことを問う表現にした方がいいのかなというのが、まず一番思うところです。考えるなという受け方よりは、考えることによって対応をやめるのではなくとか、そういった表現にした方がより適切かなと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 この部分につきましては、森末先生からのご指摘を踏まえて修正させていただきまして、対応という外形的事実でとらえる形にさせていただきました。さらにもう少し適切な表現になるように検討させていただきます。

【森末委員】 はい。お願いいたします。

【山本教育長】 他の先生方からもさらにご意見をいただきながら、それを踏まえて進めたいと思います。今日はこういった形で議論をさせていただいたので、次の時に最終的な確認をするということにいたしたいと存じます。

(採決は行わず、継続審議とする)

議案第82号「職員の人事について」を上程。 ※大阪市職員基本条例第30条第5項の規定により非公表

議案第84号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校の教諭で、処分内容については、懲戒処分として戒告とする。

当該教諭は、令和2年9月から12月までに3名、また、令和3年3月に1名、合計児童4名に対して体罰行為を行い、これら事案について速やかに管理職に報告をしなかった。体罰の詳細については、令和3年3月、宿題忘れが続いている児童に、宿題せずに学校に来るなど発言をし、さらに、ランドセルとカバーの間に、宿題をする、連絡帳を書くといった紙を貼った。この他に、いずれも指導の際に児童の頬をつねった、帽子越しに人差し指で頭を小突いた、という事案があり、合計4件の事案を起こしている。幸いにも、いずれの事案にも児童への傷害はなかった。

発覚の経過であるが、令和3年3月の事案が起こった後、学校と教育委員会事務局に体罰を受けた児童の保護者から郵便が届き、当時の校長が体罰があったことを確認して教育委員会事務局に報告をした。さらに、当時の校長は当該教諭への聴き取りから、令和2年9月の事案、令和2年10月の事案についても確認し教育委員会事務局に報告を行った。令和2年12月の事案は、事案が起こった直後に体罰を受けた児童の保護者が学校に申告をし、教頭が事実確認を行って当時の校長に報告をしたが、この事案については教育委員会事務局に報告がされなかった。教育委員会事務局への報告について、令和3年4月に現在の校長が着任をした後に、前件4件について報告があったという経過である。

尚、一事案について、教育委員会事務局に対する報告、事案の報告を行った当時の校長、前校長についてであるが、令和3年3月末をもって退職をしており、その管理監督責任を問えない状況がある。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第85号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校の給食調理員で、懲戒処分として戒告とする。

当該職員は、令和3年2月、食器洗剤などを保管している物置の鍵を紛失した。その10日後、その物置から洗剤を取り出す必要が生じたため、同僚と相談をした後、鍵を壊して洗剤を取り出した。詳細な事案の経過、発覚の経緯は、令和3年2月12日の金曜日、当該職員は物置から物品を取り出そうと鍵を手に取り、その鍵をポケットに入れたままにし、その返却を忘れた。翌週の月曜日、当該職員は同僚から鍵について尋ねられたので、身の回りを探したが見つからず、当該職員は同僚ら及び教頭に鍵を無くしたと報告をした。この時、教頭は当該職員に、鍵の紛失について事務職員に伝えるように指示をしている。その3日後、当該職員は教頭に物置を壊してもらう必要があるかもしれないと説明をして、教頭は再び、その前に事務職員に伝えるよう指示をしている。しかし、当該職員は事務職員への伝達を怠り、さらにその翌週、物置の中の物を取り出す必要が生じたため、当該職員は同僚3人と、壊すしかないと話し合いをし、その内、3人で協力をして鍵を壊し、必要な物を取り出した。残る1人はこの作業を静観していたということである。当該職員は事務職員に物置の鍵を壊したことを申告した。教頭が当該職員を呼んで、校長とともに事情を聞き、聴取の結果を教育委員会事務局が確認をしたものである。鍵を壊した後の状況であるが、物品保管の関係から物置に鍵をかける必要があったため、チェーン錠などで施錠をすることとした。なお、教頭については職員から報告を受けて指示を行い、随時校長への報告も行っていることなどから、適切に対応してきたものと考えている。

協力して鍵を壊した当該職員の3名は文書訓告を行うこととする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---